

第2章 生きる力の育成

I 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成

「豊かな心」の育成 生徒指導の充実

生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことである。児童生徒自ら、現在及び将来における自己実現を図っていくための**自己指導能力の育成**を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、生徒指導の充実を図っていくことが必要である。

1 生徒指導

(1) 自己指導能力とは

自己指導能力とは、その時、その場で、どのような行動が適切か、自分で考えて、決めて、実行する能力のことである。行動の適切性を決める基準は、他の人のためにもなり、自分のためにもなる行動であるかどうかである。選択や決定の際によく考えることや、その結果が不本意なものになっても真摯に受け止めること、自らの選択や決定に従って努力することなどを通して、将来における自己実現を可能にする力が育まれる。また、そうした選択や決定の結果が、周囲に及ぼす影響や、周囲の反応などを考慮しようとする姿勢も大切である。なぜなら、自己実現とは単に自分の欲求や要求を実現することにとどまらず、集団や社会の一員として認められていくことを前提とした概念だからである。

(2) 自己指導能力の育成

自己指導能力を育成するためには、次の三つの機能をあらゆる教育活動に生かすことが重要である。

○ 児童生徒に自己存在感を与えること

児童生徒一人一人は、かけがえのない存在であり、自己の存在感を意識させることを大切にしなければならない。そのために、児童生徒の独自性、個別性を大切にして指導を進めることが必要である。また、自己存在感は、他者との関わりの中で見出されることが多いことから、望ましい集団づくりも重要である。

○ 共感的な人間関係を育成すること

教職員と児童生徒及び児童生徒同士が、相互に尊重し共感的に理解し合う人間関係を育成することである。共感的な人間関係の中であってこそ、児童生徒の自己変容、自己理解は一層促進される。

○ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助すること

自らの行動を選択・決定、実行させ、責任をとる場や機会を与えることによって、自らの可能性について自信を確かなものにしていくことができるようにすることである。

(3) 生徒指導の在り方

生徒指導を進めていく上で基盤となるのは、教員が児童生徒一人一人について深く理

解することである。一人一人の児童生徒はそれぞれ違った能力・適性，興味・関心等を持っている。また，児童生徒の生育環境も将来の進路希望等も異なる。それゆえ，児童生徒を多面的・総合的に理解していくことが重要であり，学級担任・ホームルーム担任の日ごろの人間的な触れ合いに基づくきめ細かい観察や面接などに加え，学年の教員，教科担任，部活動の顧問等によるものを含め，広い視野から児童生徒理解を行うことが大切である。

また，教員と児童生徒との信頼関係を築くことも生徒指導を進める基盤である。教員と児童生徒との信頼関係は，日ごろの人間的な触れ合いと，児童生徒と共に歩む教員の姿勢，授業等における児童生徒の充実感・達成感を生み出す指導，児童生徒の特性や状況に応じた的確な支援と，不正や反社会的行動に対する毅然とした指導などを通じて形成されていくものである。その信頼関係をもとに，児童生徒の自己開示も進み，教員の児童生徒理解も一層深まっていく。

2 生徒指導体制の確立

生徒指導体制の確立とは，校長のリーダーシップの下，生徒指導主事をコーディネーターとして，全ての教職員が指導方針・指導計画等について共通認識をもつとともに，それぞれの役割を明確にした上で，報告・連絡・相談・確認等を確実にを行い，組織として一貫性を持ち，徹底した指導を継続的に行うことができる状態のことである。

また，学校内の生徒指導体制に留まらず，家庭や地域社会及び関係機関等との連携・協力を密にし，児童生徒の健全育成を広い視野から考えることも重要である。

(1) 生徒指導体制の自己評価

生徒指導の充実のためには，全ての教職員が，児童生徒一人一人に対して，あらゆる機会を通じて自己指導能力の育成を目指す指導を行うことが大切である。

そのため，「指導の計画 (PLAN)」，「実際の指導 (DO)」，「指導に対する評価 (CHECK)」，「指導の改善 (ACTION)」を組織的に行う必要がある。

指導に対する評価を行う際には，指導計画や実際の指導そのものについて振り返るとともに，日常の教育活動や生徒指導体制を項目化して点検することが効果的である。

各学校では，実態に合わせて，生徒指導体制点検表（下記（例）参照）を作成し，組織として，また，教員一人一人が自己評価（分析）を行うことが大切である。

また，学校運営協議会や外部の専門家による客観的な評価に委ねることで評価の信頼性が高まる。

これらの評価を基に，各学校の生徒指導体制について検討・見直しを行い，次の指導計画の作成及び実際の指導に役立てるようにする。

【参考】生徒指導体制点検表（例）

番号	項目	している	していない
1	児童生徒に積極的に声をかけているか		
2	欠席・遅刻・早退した児童生徒の保護者に連絡をし，状況を共有しているか		
3	掲示物の破れやはがれ，落書きなどがあればすぐに修復しているか		

(2) 教育相談体制の確立

ア 児童生徒が，気軽に悩みや不安を相談できる体制づくりを進める。

イ 全ての教職員がカウンセリングマインドをもち、児童生徒に自発性・自律性・自主性が醸成されるよう指導することが大切である。

ウ 教育相談体制を充実させるために、次のような取組が考えられる。

- 校務分掌に教育相談を推進する分掌及び担当者を位置付ける。
- 学校経営計画の中に、教育相談の計画を位置付け、教育相談実施計画を作成する。
- 教育相談部、生徒指導部及び担任の相互の連携や相談機関との連携の在り方について、全教職員に周知し、積極的な連携を図る。
- 子育て座談会や子供理解を深めるための講演会等保護者研修会を企画し、保護者の教育相談に対する理解を深める。
- カウンセリング等に係る研修会を開催するなど、教育相談に係る教職員のスキルを向上させるとともに、児童生徒へ積極的に実施し、自己肯定感や自己存在感の育成に努める。

(3) 開かれた学校づくりの推進

家庭・地域・学校が一体となって、児童生徒の豊かな人間性の向上を図るために、学校が、地域貢献や情報提供を積極的に行うなど信頼関係を構築することが重要である。

ア 目標や方針等はあらかじめ児童生徒、保護者及び地域住民に十分説明し、その理解を得て、協力体制を作っておくことが大切である。(学校説明会、体験入学、入学時説明会、保護者会、地域懇談会、学級懇談会等)

イ 上記アで説明した目標や方針について、取組の結果をホームページ等で公開するなど説明責任を果たす。

ウ 学校通信やホームページ等を適切に活用し、学校の情報を積極的に広報するとともに、電子メールや電話等で意見を聞く窓口を設けておく。

エ 地域の行事に積極的に参加し、地域と連携した教育内容づくりを工夫する。

(4) 危機管理体制の確立

ア あらゆる問題行動や非常事態が起こり得るとの認識に立ち、「危機の予測と準備」、「危機の回避」、「危機発生時の対応」、「危機の再発防止」など学校独自の危機管理マニュアルを作成しておく。

参考：本誌 第4章 「危機管理体制の徹底」

イ 問題行動の発生や児童生徒が重大な傷を負った場合などを想定（シミュレーション）し、ロールプレイングなどの手法を用いた研修を実施するなどして、教職員の共通理解を図るとともに、危機管理マニュアルの改善、見直しを図る。

3 校則等

児童生徒が心身の発達の過程にあることや、学校が集団生活の場であることなどから、学校には一定のきまりが必要である。また、学校教育において、社会規範の遵守について適切な指導を行うことは極めて重要なことであり、校則等は教育的意義を有している。

(1) 校則等の見直し

学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化するため、校則等の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければならない。校則等の内容の見直しは、最終的には教育に責任を負う校長の権限であるが、見直しについて、児童生徒が話し合う機会を設けたり、PTAにアンケートをしたりするなど、児童生徒や保護者が何らかの形で参加

することが望ましい。校則等の見直しに当たって、児童会・生徒会、学級会などの場を通じて児童生徒に主体的に考えさせる機会を設けた結果として、児童生徒が自主的に校則等を守るようになった事例、その取組が児童生徒に自信を与える契機となり、自主的・自発的な行動につながり、学習面や部活動で成果を上げるようになった事例などがあり、校則等の見直しを学校づくりに活かした取組といえる。このように、校則等の見直しは、校則等に対する理解を深め、校則等を自分たちのものとして守っていこうとする態度を養うことにつながり、児童生徒の主体性を培う機会になる。

(2) 校則等の運用

校則等に基づき指導を行う場合は、一人一人の児童生徒に応じて適切な指導を行うとともに、児童生徒の内面的な自覚を促し、校則等を自分のものとしてとらえ、自主的に守るように指導を行っていくことが重要である。教員がいたずらに規則にとらわれて、規則を守らせることのみでの指導になっていないか注意を払う必要がある。

校則等に違反した児童生徒に指導を行う場合があるが、その際には、問題の背景など児童生徒の個々の事情にも十分に留意し、当該措置が単なる制裁的な処分にとどまることなく、その後の指導の在り方も含めて、児童生徒の内省を促し、主体的・自律的に行動することができるようにするなど、教育的効果を持つものとなるよう配慮しなければならない。また、校則等の指導が真に効果を上げるためには、その内容や必要性について児童生徒・保護者との間に共通理解を持つようにすることが重要である。そのため、校則等は、入学時までなどに、あらかじめ児童生徒・保護者に周知しておく必要がある。その際には、校則等に反する行為があった場合に、どのような対応を行うのか、その基準と併せて周知することも重要である。

4 命を守る教育

青少年期の心の健康は、その後の人生の基礎となる重要な課題であり、児童生徒の自殺予防など、児童生徒の命を守る教育の充実が必要となっている。

(1) 命の教育の意義

暴力行為・いじめ・薬物乱用・デートDV・自傷行為・自殺など、他者や自分自身を傷つける児童生徒が後を絶たない。その背景として、少子化や核家族化、都市化など、急激な社会変化の中で、児童生徒が家族の誕生や親族の死など、命に係わる重要な場面に直接触れる機会や体験が極端に少なくなっていることが指摘されている。

そのため、教育活動の様々な場面で、児童生徒に生や死の意味について真剣に考えさせ、かけがえのない命や人生が一度しかないことについて理解し、命の大切さとともに生きる喜びを実感として捉える場が必要である。

実施に当たっては、次の点に留意する必要がある。

- 児童生徒が自分自身を価値ある存在として認め、自分自身を大切に思う自尊感情を育む。
- 命の尊さを実感できるような自然や人と豊かに関わる体験活動の充実を図る。
- 児童生徒個々の発達段階に配慮する。
- 教員自身が生と死や命に向き合う自らの姿勢を問い直すための研修の充実を図る。

(2) 暴力行為やいじめ等の被害を受けた児童生徒への適切な対応について

学校は、被害を受けた児童生徒を（物理的、心理的に）守るという視点を強くもって対応することが大切である。繰り返し被害を受けたり、「また被害を受けるのではないかと

いった不安」をもって学校生活を送ったりするなど、安心して登校できない状況とならないよう、被害を受けた児童生徒への配慮や適切な支援を行うことが大切である。

ア 問題行動に係る事実確認を行う上での配慮事項等

(ア) 複数の教員で被害と加害の児童生徒双方から個別に事実を確認する。

(イ) 聴き取りの時間(時刻)、場所等に配慮する。特に、多くの児童生徒がいる場面での呼び出し等は避ける。

(ウ) 被害児童生徒に対しても、事実確認後、学校はどのように指導を進めるのかななどを丁寧に説明する。

(エ) 事実確認の概要については、必ず学校から保護者に説明する。

イ 定期的な面接等による被害児童生徒の状況把握

加害児童生徒による謝罪終了後も、学年主任や担任、生徒指導部員、部活動顧問、養護教諭、スクールカウンセラー等が、当該児童生徒に対して計画的に面接を行い、出欠状況や新たな被害の有無(客観的事実)などとともに、不安や悩みの有無(心理的事実)などについて把握する。

ウ 関係機関等との連携

学校だけで被害児童生徒への対応の全てを行うことは困難であるという認識をもつことが大切である。そのため、より専門的な援助が必要と判断した場合には、被害を受けた状況を踏まえて、警察、医療機関、こども家庭センター及び精神保健福祉センター等と連携する。また、スクールカウンセラー配置校にあつては、計画的に被害児童生徒のカウンセリングを実施することで、客観的事実や心理的事実を把握し、当該児童生徒の不安等を減少させるとともに、状況を組織的に共有する。

エ 教育相談の充実

(ア) 体制づくり

教育相談は、教員にとっての不可欠な業務であり、学校における基盤的な機能の一つといえる。教育相談の機能が発揮されるためには、学校が一体となって対応することができる校内体制を構築する必要がある。

(イ) 校内研修

教育相談で必要とされる教員の資質としては、人間的な温かみや受容的態度が成熟しているなどの人格的な資質と、実践に裏付けられた知識と技術の両面が大切である。これらをバランスよく磨くことが、教員研修では必要である。

(3) 多様性の理解について

多様な他者の存在を認め、誰もが相互に個性と人格を尊重し支え合い、すべての児童生徒が孤立することなく、安心して生活できる環境を整えていくことが大切である。

学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。特に以下の児童生徒についての支援を学校全体で行う。

ア 発達障害を含む、障害のある児童生徒

教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

イ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒

言語や文化の違いから、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多い。それらの違いからいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児

児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒

性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員の正しい理解の促進や、学校として必要な対応について理解する。

性同一性障害に係る児童生徒やいわゆる「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれること。

エ いわゆる「ヤングケアラー」と位置付けられる児童生徒

法令上の定義はないが、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子供は「ヤングケアラー」と呼ばれている。令和2年度に厚生労働省の調査研究事業で実施された「ヤングケアラーの実態に関するアンケート調査」では、「世話をしている家族がいる」と回答した中学2年生が5.7%、全日制高校2年生が4.1%であった。また、そのうちの1割程度の生徒は、1日当たり7時間以上も世話に費やしていると回答していた。

欠席・遅刻・早退が多い、宿題や持ち物の忘れ物が多い、授業中の居眠りが多い、宿泊行事等を欠席する等の状況が見られる児童生徒について、単に「基本的生活習慣の不確立」、「家庭の協力不足」と捉えるのではなく、その事情や背景について把握し、学校として可能な支援や配慮を行うことが求められる。

(4) 児童生徒の自殺の防止について

ア 自殺の危険を感じた場合の対応

自殺の危険を察知した場合の対応としてTALKの原則がある。これは、「Tell」、「Ask」、「Listen」、「Keep safe」の頭文字をとってまとめたものである。

- [T] 子供に向かって心配していることを言葉に出して伝える。
- [A] 真剣に聞く姿勢があるならば、自殺について質問しても構わない。
これが自殺の危険を評価して、予防につなげる第一歩となる。
- [L] 傾聴する。叱責や助言などをせずに子供の絶望的な訴えに耳を傾ける。
- [K] 危険を感じたら、子供を一人にせず一緒にいて、他からの適切な助言を求める。
自殺未遂に及んだ事実があるならば、保護者に知らせて、子供を医療機関に受診させる必要がある。

イ 子供に必要な自殺予防の知識

ひどく落ち込んで解決が難しいと思われる問題が起こったとき、もちろん自分の力で乗り越えようとするのは大切だが、他者に相談できることも生きていく上で素晴らしい能力だということ、そして「何か不安に思うことや心配なことがあった時は、3人の大人に相談して。」等の具体的なメッセージを普段から伝えておくことが大切である。

その際、もし友達から「死にたい」と打ち明けられたら、その友達の気持ちを大事にしながら話を聴き、信頼できる大人につなぐことがとても大切であるという点を強調する。子供の場合、相手に同調することでともに自殺の危険が増してしまう場合も考えられるからである。

また、「24時間子供SOSダイヤル」や「こころのライン相談@広島県」のような自殺予防のための相談窓口や医療機関にはどのようなものがあるか、普段から伝えておくことも必要である。解決のための選択肢を増やしておくことは、死を考えるほど行き詰まったときに命を救うことにつながるからである。

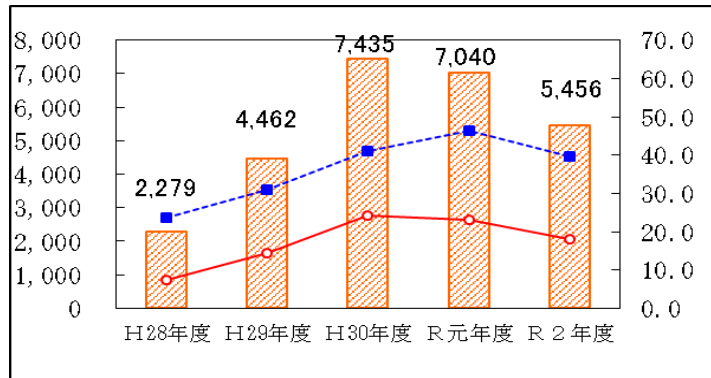
さらに、つまずきや生きづらさへの対処法を教える「自殺予防教育」や、自らの心の痛み気付き、それを誰かに伝えることができるようにする「SOSの出し方教育」、誰かの心の痛みを傾聴する「SOSの受け止め方教育」を充実させるとともに、教職員が子供の出したSOSをしっかりと受け止めることが求められる。

5 いじめの問題への対応

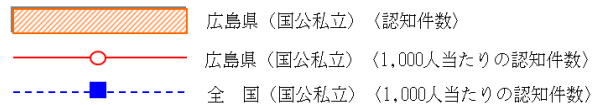
本県では、いじめ防止対策推進法に基づき、平成26年3月19日に「広島県いじめ防止基本方針」を策定し、本県におけるいじめ防止対策の基本的な考え方、いじめ防止等に関する取組、学校における取組、重大事態への取組等を示している。

令和2年度の本県における国公私立小・中・高等学校（全日制・定時制・通信制）・特別支援学校のいじめの認知件数の合計は、5,456件で、前年度と比較すると1,584件（22.5%）減少した。

校種別に前年度と比較すると、小学校では3,794件で908件（19.3%）減少、中学校では1,471件で530件（26.5%）減少、高等学校では178件で128件（41.8%）減少、特別支援学校では13件で18件（58.1%）減少した。



※ 凡例共通



学校においては、いじめの防止のため、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、校長のリーダーシップの下、生徒指導体制を確立すること、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等に係る組織（「いじめ防止委員会」）を中心として、学校の実情に応じ、いじめの防止等に関する取組を体系的・計画的に進める必要がある。

「いじめは絶対に許されない。」との認識のもといじめ防止委員会を中心とした組織的な指導を徹底するとともに、関係機関や地域との連携を綿密にするなど、いじめの未然防止、早期発見や早期対応の取組が必要である。

（1）いじめの定義

文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、平成17年度まで、いじめの定義について、「一方的に」、「継続的に」、「深刻な」という文言が使用されていたが、平成18年度調査からはそれらの文言が削除され、「いじめ」に当たるか否かの判断はいじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとされた。一度のからかいや悪口、仲間はずれといった行為であっても、当該児童生徒が精神的な苦痛を感じたのであれば「いじめ」として捉え、指導することが大切である。

平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」における「いじめ」の定義は、次のとおりである。

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいうこととした。

「いじめ防止対策推進法（法律第七十一号）」（文部科学省）

(2) いじめの問題への取組

いじめを未然に防止するためには、「いじめは許されない行為」であるということを見守る児童生徒の心に定着させるとともに、被害者の心の痛みが理解できる思いやりを育てることが必要である。

そのためには、教職員が加害者と正面から向き合い「いじめがなぜいけないのか。」を自らの生き方や思いを重ね、本気で語ることが大切である。さらに、教職員が被害者を守りきることが重要である。

ア いじめの早期発見・早期対応

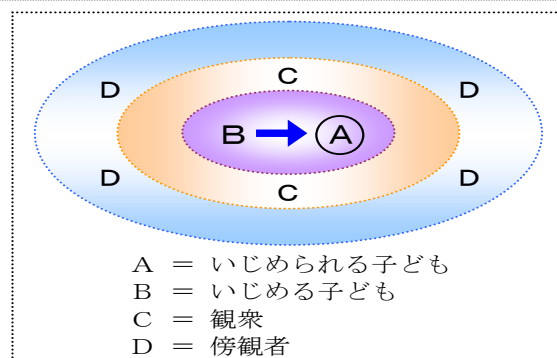
- (ア) いじめは、「どの子供にも、どの学校においても起こり得る。」という認識のもと、児童生徒等の小さなサインを見逃さず、いじめの早期発見に努める。
- (イ) 「アンケート調査」、「個別面談」を年間を通して計画的に実施し、日ごろから児童生徒の状況把握に努める。
- (ウ) 学校等における相談機能を充実し、教職員と児童生徒、児童生徒間の共感的な人間関係づくりに努め、児童生徒との絆を深める。
- (エ) 学級担任等の特定の教職員が抱え込むことなく、学校全体で情報を共有化し、共通理解と役割分担を明確にしてチームで対応するなど組織的な対応を行う。
- (オ) 事実関係の把握は、当事者だけでなく、保護者や友人関係等から正確かつ迅速な情報収集を行う。
- (カ) 学校のみで解決しようとせず、速やかに保護者、関係機関及び教育委員会と適切な連携を図る。
- (キ) 保護者等からの訴えを受けた場合には、まず謙虚に耳を傾けるとともに、迅速に対応し、学校全体で取り組む。
- (ク) 学校の指導方針及び指導計画等の情報については、保護者や地域へ積極的に公表し理解を得る。
- (ケ) 個人情報の取扱いに留意し、事実を隠蔽することがないように正確な情報提供を行い、保護者や地域の信頼を確保する。

イ いじめを許さない学校づくり

- (ア) 「いじめは人間として絶対に許されない。」との意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒に徹底する。
- (イ) いじめを行う児童生徒に対しては、特別な指導や学校教育法第 35 条に基づいた出席停止（義務教育）等の措置も視野に入れ、毅然とした対応を行う。
- (ウ) いじめられている児童生徒については、日ごろから学校が徹底して守りきるという姿勢を示す。
- (エ) 教職員が児童生徒一人一人をかけがえのない存在と捉え指導する。
- (オ) 教職員自身が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように自覚ある言動に努める。
- (カ) 教職員の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、解決したと即断することなく継続した指導を行う。

ウ 望ましい集団づくり

いじめは、集団の中で行われ、加害者と被害者だけではなく、いじめを見てはやし立てたり喜んだりする観衆、その背後で見ても見ぬ振りをしたり、自分に被害が及ばないよう知らない振りをしたりする傍観者という四層構造になっている。いじめの問題の解決には、加害者への厳しい指導はもちろん大切であるが、観衆や傍観者もいじめを助長している加害者であることを児童生徒に認識させ、いじめを生まない、いじめを自ら



いじめ構造図

解決しようとする望ましい集団づくりを行うことが重要である。

そのためには、クラス全体に「いじめは許されない。」との認識をもたせ、いじめを注意することやいじめの事実を教職員に相談することは、正しい行為であると指導することが大切である。

エ 家庭・地域社会との連携

学校のいじめへの指導方針等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めるとともに、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広め、緊密な連携を図ることが大切である。また、いじめが起きた場合、学校のみで解決することに固執することなく、家庭・地域との連携を綿密にしてその解決に当たることが重要である。

(3) いじめの問題への取組に対する教職員の在り方

いじめの問題の未然防止及び早期発見、早期対応のためには、教職員の姿勢や認識などの指導の在り方が重要である。

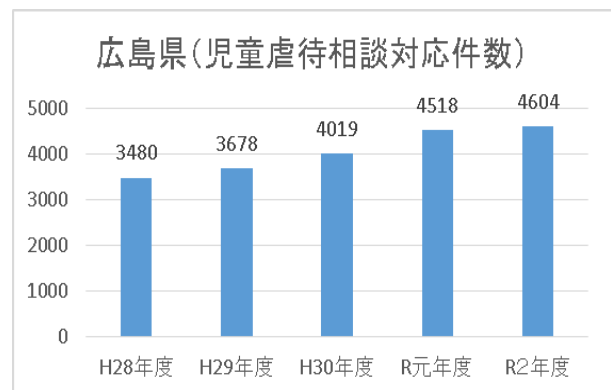
- ア 「いじめは人間として絶対に許されない。」との強い認識に立ち日々の教育活動に当たること。
- イ いじめられている子供の立場に立った指導を行うとともに、いじめられている児童生徒を守りきる姿勢を示すこと。
- ウ 教職員の言動がいじめの発端となる場合があることを十分認識し、児童生徒、保護者、地域の信頼が得られるよう、教職員としての自覚と責任を持った指導を行うこと。
- エ いじめに対する学校の指導方針の周知や日常の児童生徒の状況等について、積極的に家庭と連携を図ること。
- オ いじめ等の訴えが児童生徒、保護者等からあった場合は、まず謙虚に耳を傾けるとともに、事実関係の把握を正確かつ迅速に行うこと。
- カ いじめの問題の解決に当たっては、教職員等が一人で抱え込むことなく、報告、連絡、相談、確認を確実にし、決して隠すことがないよう対応すること。
- キ いじめを始めとする問題行動等に対しては、あらかじめ定めている指導基準に基づき、「してはいけないことはしてはいけない。」と毅然とした粘り強い指導を行うこと。
- ク いじめを始めとする問題行動等を起こす加害児童生徒についても、その行為の背景にある悩み等の要因に目を向け、その根本原因の解決に向けた支援等を行うこと。
- ケ 児童生徒が教職員に悩み等を打ち明けられるような、信頼される人間関係づくりを積極的に行うこと。

6 児童虐待への対応

(1) 児童虐待とは

児童虐待は、児童福祉法による児童（18歳に満たない者。以下「児童」という。）の人権を著しく侵害し、心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。

令和2年度の本県における児童虐待の相談対応件数（未就学児等を含む）は、4,604件で、前年度と比較すると86件（1.9%）増加した。



- 児童虐待には、大きく分けて、次の4種類の行為がある。
- ①「身体的虐待」
児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ②「性的虐待」
児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
 - ③「ネグレクト」
児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による①、②又は④に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
 - ④「心理的虐待」
児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（２）教職員の対応について

教職員は、職務上、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待を受けた児童を発見した場合又は虐待の疑いがある場合には、速やかにこども家庭センター（児童相談所）又は市町の福祉部局へ通告することが法律で義務付けられている。通告後は、こども家庭センター（児童相談所）の指示を受けて対応する。

（３）学校の対応について

令和元年5月通知「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（文部科学省）」や広島県教育委員会が作成した「早期発見のための児童虐待チェックリスト」を活用するなどして、児童生徒の日常生活について観察するなど、日頃から児童生徒の状況の把握に努めるとともに、普段から児童生徒との信頼関係を築き、児童生徒がいつでも相談できる雰囲気を醸成することが大切である。

学校は、市町の要保護児童対策地域協議会に参加し、関係機関との連携を積極的に推進し、児童虐待防止に向けた取組を充実させる必要がある。

（４）児童虐待に係る学校間の情報連携について

児童虐待の早期発見のためには、学校・養護施設・福祉機関等で、児童生徒の児童虐待に係る情報を、的確に伝達・共有する必要がある。

このため、本県では、児童生徒の児童虐待に係る情報を指導要録に記録し、伝達・共有することとしている。

指導要録の様式2「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、「児童虐待に係る通告」、「児童虐待に係る一時保護」、「児童虐待に係る施設入所等」の3点について、日時や連携先と併せて記載し、児童虐待に係る情報を的確に伝達・共有するとともに、過去に被虐待歴のある児童生徒については、より丁寧な状況把握を行い、児童虐待の早期発見に努めることが大切である。

7 地域や関係機関との連携の強化

これまでの各項目にも記載したように、児童生徒の問題行動等への対応に当たっては、学校だけで解決しようとするのではなく、地域や警察等の関係機関と協働して幅広く取組を進めるよう、適切に連携することが大切である。

学校が地域や関係機関等と連携する場合は、次の点に留意することが大切である。

- 学校が取組の方針，連携の目的及び具体的な指導内容や方法等を明確にして，主体的に連携を進める。
- 連携する関係機関の役割及び専門性を認識し，相互の立場を尊重し合い協働して解決に当たる。
- 情報連携に留まらず，サポートチームや協議会等を積極的にもつなど，意思の疎通を図り，ネットワークとして一体的な対応を行う行動連携を行うようにする。

(1) 地域との連携

学校が様々な機会を活用し，地域に開かれた学校づくりを行うことで，教育方針や生徒指導への理解と協力が得られるようになる。

その際，校区内や市町内の連携先をあらかじめ一覧表にして関係機関の役割や特徴を認識しておくことが必要である。また，学校が校区内の関係機関を有効に活用するためには，市町教育委員会がコーディネーター役を果たすことが重要となる。

連携の方法としては次のような例が考えられる。

- 学校通信やホームページ等を活用して学校の様子などを定期的に知らせる。
- 学校行事への参加を求め，授業参観へも保護者以外の参加ができるように工夫する。
- 地域の行事やボランティア活動へ，学校から積極的に参加する機会をつくる。
- 課題が深刻な児童生徒には，行政機関，近隣校，青少年育成団体，関係機関等と連携したサポートチームなどをつくり，児童生徒の指導のための援助を求める。

(2) 警察との連携

ア 連携の留意点

- (ア) 連携については，相談，情報交換，事件通報，共同活動など様々な方法があるが，事案に応じて適時，適切に行うことが大切である。
- (イ) 連携の目的を明確にし，双方が共通認識をもった上で，警察に任せきりにするのではなく，児童生徒にとってどのような指導方法が適切であるのかを判断し，学校が主体的に取り組むことが必要である。
- (ウ) 警察と連携する場合は，そのねらいを保護者に十分説明し，理解を得ながら取組を進めることが大切である。
- (エ) 警察から連絡があった事案については，学校における指導の経過等を警察に連絡するなど，継続的な連携が大切である。
- (オ) 定期的な情報交換や対応方針等についての協議など，日常的な連携を行い，信頼関係の構築に努めることが大切である。

イ 連携方法

- (ア) 「学校警察連絡協議会」を開催し意見交換を行ったり，関係団体と協力して街頭指導を行ったりするなど，常に情報交換のできる機会を確保し，信頼関係をつくる。また，非行の低年齢化などから，関係する学校の参加を積極的に求め，小・中・高・特別支援学校等が連携して具体的な行動計画を作成するなど，問題行動の解決に向けて実働できるよう創意工夫する。
- (イ) 警察と連携して，薬物乱用防止，交通安全，非行防止，暴走族加入防止などの「教室」を開催し，児童生徒の規範意識を醸成し，社会の一員として自律した行動ができるように指導する。

ウ 児童生徒の問題行動に係る警察の学校連絡への対応

(ア) 広島県教育委員会と広島県警察は、平成13年1月1日から、警察が問題行動の重大性や児童生徒の状況等を総合的に判断し、学校と連携して継続的な指導が必要であると認められるもので、次の4点に該当するものについて学校へ連絡するよう申し合わせている。(連絡の時期は、平成25年1月1日から、逮捕事案は送致完了時、在宅事案は送致等判断時点となった。)

- 犯罪少年及び触法少年に係る問題行動
- 送致又は通告したぐ犯少年に係る問題行動
- 不良行為に係る問題行動
- その他、犯罪行為や触法行為があったものの、被害申告がされないなど、諸般の事情により事件(事案)処理が行えない事案のうち、今後特に学校における継続的な指導が必要であると認められる問題行動

(イ) 連絡内容の取扱いについて次の5点に留意する。

- 警察との連携については、校長、教頭又は生徒指導主事が責任を持って当たり、警察からの連絡に対して報告・連絡・相談・確認を確実に行うとともに、学校においても、当該児童生徒から事情を聴くなど組織的に対応すること。
- 警察からの連絡内容については、その取扱いを慎重に行い、指導の目的以外に使用したり、連絡内容が関係者以外に漏れたりしないよう特に留意すること。
- 事件に多くの児童生徒が関わっていた場合や事件が複雑な場合は、直接、警察署に行き、正確な事実の把握に努めること。
- 生徒に対する処分としての懲戒については、安易に指導から切り離すことは根本的な解決にならないという認識に立ち、慎重に行うこと。
- 学校の指導の結果を警察へ連絡するなど、その後の連携に生かすこと。

(3) 福祉との連携

ア 日々の連携の必要性

学校は、日ごろから関係機関等と連携をしておくことで、人と人とのつながりが深まり、問題行動等が発生した時に相談しやすくなり、適切な「緊急時の対応」につながる。

また、それぞれの機関の役割及び専門性、所在地や担当者などを明確にし、一覧表を作成し、職員室に掲示したり、全教職員に配付したりすることにより、迅速な対応を行うことが大切である。

イ 連携を行う際の留意点

(ア) 学校の主体性

学校が取組の方針、連携の目的及び具体的な支援内容や方法等を明確にして、主体的に連携を進めること。

(イ) 組織的な連携

校内での支援体制を確立し、個別の指導計画を作成・活用するなど、全教職員が共通認識をもって組織的な連携を進めること。

(ウ) 関係機関の役割と専門性の理解

連携する関係機関の役割及び専門性(機関の機能の限界を含め)を認識し、相互の立場を尊重し合い協同して解決に当たること。

ウ 要保護児童対策地域協議会

市町に設置されている要保護児童対策地域協議会とは、子供の虐待、非行等に対する支援を目的とした、地域の子供と家庭に対する援助のためのネットワークのことである。

平成16年の児童福祉法改正により、法律上の位置付けがなされ、平成19年改正では地方公共団体は協議会を設置することの努力義務が課せられ、平成20年改正では、支援対

象を，要支援家庭（特定妊婦を含む）に拡大するとともに，調整機関に専門職の配置の努力義務が課せられるなど，地域協議会の機能強化が順次図られ，平成 28 年改正では，調整機関に専門職を配置することが義務化されている。

個別ケース検討会議を開催する際には，学校の管理職が，当該児童生徒が在住している市町福祉課に依頼する。会議の参加メンバーには，守秘義務が課せられ，会議の中で支援が必要な児童生徒についての情報共有を行い，各々の参加機関や個人の機能を活用し，地域に密着した支援を行うことが大切である。